る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補填債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十四年三月二十五日付総財地第九十五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度減収補填債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十五年三月二十日付総財地第百五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度減収補填債」という。）、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十九日付総財地第八十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度減収補填債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け

収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度減収補填債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補填債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十四年三月二十五日付総財地第九十五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度減収補填債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十五年三月二十日付総財地第百五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度減収補填債」という。）、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十八日付総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度減収補填債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十七日付総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次